

○厚生労働省告示第百三十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

1の生物学的製剤の表細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）の項中

1	一元放射免疫 内容量が5m 8本
2	HA含量試験 内容量が5m 8本

拡散試験法を用いるとき。

「

Lであるとき。

法を用いるとき。

Lであるとき。

を

1 内容量が 1 mL であるとき。

40本

2 内容量が 5 mL であるとき。

8本

に改める。